

また、本件区間においては、沿線住民の生活道路として利用されているにもかかわらず、車道と歩道の区別がない混合交通であることに加え、他に迂回路も存しないことから歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況にあり、交通事故も発生している。

バイパス方式による本件事業の完成により、自転車歩行車道を備えた幅員11.0mが確保され、線形不良箇所が解消された2車線道路としての整備が図られる。その結果、大型車輛のすれ違い困難区間が解消され、冬期における積雪や路面凍結等による交通規制状況が改善され、安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。

さらに、福岡県の総合計画である「ふくおか新世紀計画」の中において、幹線道路網の整備における一計画路線として位置づけられているところである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に定める環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、起業者は、平成13年の事業着手後、起業者独自に調査を行い、自動車の走行に起因する騒音、振動及び本件事業により改変される起業地に生息する可能性がある希少な動物・植物に与える影響について既存文献等を基に検討を行った結果、環境基準等を達成することが予測され、重要な動物・植物への影響についても軽微であると予測されるものである。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案の検討

本件区間におけるルートについては、西側の急峻な山地部と西側と比較して緩やかな斜面を有する東側山地部の狭間に位置する福岡県朝倉郡小石原村大字鼓字赤藪地内から同県同郡同村大字鼓字宝ヶ谷地内において現国道拡幅案、現国道の東側山地部をトンネルで通過する案及び現国道東側をバイパスで通過する案(以下「申請案」という。)の3案が考えられる。

申請案は、他の2案に比べて、用地の必要面積は多くなるものの、河川沿いの比較的平坦地を通過するため切土区間が少ない等施工性に優れ、災害時における交通規制の可能性も低く、沿線住民の生活道路及び本路線が有する幹線道路機能の確保が可能であること等の理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

また、(3)で述べたように、本件事業の手法は他の代替案と比較して最も合理的な手法であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現国道は、3(1)で述べたように、幅員が狭小であり、山間を縫って通過することから屈曲部が連続しており、できるだけ早期に供用し安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、飯塚広域、甘木朝倉広域、日田玖珠広域の各市町村長及び市町村議長からなる一般国道211号整備促進期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造物等に定める規格に基づく必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業により恒久的に供される施設の範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

第5 土地収用法第26条の2第2項の規定による  
図面の縦覧場所 福岡県朝倉郡小石原村役場



衆議院

福岡県提出

「国土計画法」から提出した国土計画は次のとおりである。

柔道整復師の業務に關する健康保険請求の取り扱ひに關する国土計画(内山昇提出)  
改正薬事法における医療機器販売業規制に係わる「コネクティブ」に關する国土計画(内山昇提出)

個別労働紛争解決促進法における「あつせん」に關し、社会保険労務士のあつせん代理制度運用に關する国土計画(内山昇提出)  
所沢社会保険事務所が生じた基礎年金の繰り下げ請求書に關する国土計画(内山昇提出)



総務局

櫻名 隆夫 金本 良嗣 富田 俊博  
永井多惠子 新村 保子 丹羽孝一郎  
森原 陽子

政策評価・独立行政法人評価委員会委員に任命する(如題)(1月11日)

徳原 幸人 杉田 昌子 櫻地 義之助  
森米 晴博 中島 潤子 比佐 龍樹  
文田 久雄 松浦 千華 矢野 純  
相澤 英治

総務局長を兼任に任命する(如題)(1月11日)



国家試験

専門技術員資格試験合格者  
平成16年度施行の専門技術員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年2月4日  
農林水産大臣 島村 宣伸

1 土地利用型作物(稲、麦及び大豆に限る。)

狩野 康弘	山本 正浩	森 久夫
添島 均	根子 善照	佐藤 泰久
小林 英明	一戸 每子	阿部 誠司
遠藤 昌幸	丹治 克男	住谷 敏夫
山田 瑞子	酒井 和彦	山田 直弘
岩津 雅和	多田 好治	高橋 宏基
吉田 朋史	村上 高敏	一見 幸宏
月森 弘	井上浩一郎	石丸 知道
安部 欣司	宇都宮隆一	

2 野菜

長船 健雄	加藤 高伸	植松 徹
木村維久子	太田 富広	庭田 英子
千葉 守	今野 誠	佐々木貴博
大嶋 博之	大木 淳	佐藤 真理
常盤 秀夫	佐藤 睦人	荻野 智代
小檜山 厚	上原 勝夫	三井 俊宏
水沼 正好	横田 学	佐々木順子
野村 幸司	大橋 透	大澤 一仁
小笠原滋和	河田 智明	馬場富二夫
酒井 信尚	増田 浩吉	梅林 智美
池野 雅恵	井狩 徹	田端 恵子
小島 巳奈	源田 直司	鍋谷 敏明
岡本 司	森川 隆久	小賦 幸一
井手 治	姫野 修一	國武みどり
中島 寿亀	豆田 和浩	彌富 道男
竹下佐和子	小佐井幸一	吉住 俊郎
上村 法光	三浦 敏郎	中野 豊
豊田 朋美	安部 貞昭	宇留嶋美奈
畦元日出邦	福田 勝則	南 晃宏
小玉 泰生		

3 果樹

松谷 智美	吉岡 美絵	小林 卓史
鈴木 哲	阿部 洋	鈴木 雅満
長岡 正三	斎藤 祐一	多比良和生
鈴木 秀文	加治 真継	清水 明
大野 晃義	市原 裕子	武井 森彦
篠原 亘	川合 康充	根津 潔
大村 宏和	大城 克明	神尾 真司
尾関 健	吉田 安伸	長坂 省造
田中 昇	蒲生 英美	北野 亮
岩川 秀行	梅澤 類	竹中 正好
上野 俊人	山谷 聡	福井謙一郎
堀江 正信	小西 肇	新田 浩通
中村 裕彦	中谷 政広	板谷 俊宏
森口 一志	植田 一彦	與田 伸二